

《判例研究》

いわゆる国鉄久留米駅事件最高裁判決について

昭和四八年四月二五日大法廷判決（昭和四三年（あ）第八三七号住居侵入・公務執行妨害被告事件、刑集二七巻三号四一八頁）

清 野 悅

【事件の概要】

(1) 国鉄労組（以下国鉄と略称）は、昭和三六年度の年度末手当要求斗争の一環として、昭和三七年三月三〇日から翌三一日にかけて二時間程度の時限ストライキの決行を各級機関に指令した。この指令を受けた国労門司地方本部は三月二八日久留米駅等を斗争拠点に選定し、これらの拠点において三月三一日勤務時間内二時間の職場集会を実施することに決め動員を指令した。一方久留米駅当局においては、これに対処するため、同駅長において東西てこ扱所等重要施設に対して係員以外の者の入室を禁ずる旨の掲示をした。

(2) 国労門司地本は、当初職場集会を三一日午前五時から二時間と予定していたが、当局側において運転部門を確保するため、信号所、運転室など、重要施設に、鉄道公安職員の逆ピケを張って組合側に対抗しようとする動きが察知されたので、斗争の実効を期するため、東西てこ扱所を重点とし関係詰所に午後六時頃よりピケットを配置することにした。動員された労組員等は、午後六時頃から関係各所にピケットの配置につき、木造二階建の東てこ扱所の二階信号所には二〇名ばかりが立入り、入口の扉の取手を針金で縛つて当局側関係者の立入りを拒み、その後これを開いて同所に通ずる外側階段に立ち並び、漸次その数を増し四、五〇名位が立錐の余地なく階段にピケを張ったため、当局側は再三退去勧告を操返したが、これに応じなかったので、午後八時二〇分頃公安職員による実力排除にとりかゝり階段昇り口附近の組

独協法学

合員を排除した。

(3) ピケット排除が始まるや、信号所内に入っていた組合員らは、同所で勤務中の合図掛、転てつ掛、見張り掛を同所奥の休憩室に押し込め、入口に長椅子を並べて三、四〇分間外に出られないようにした。そのため午後八時二五分頃から同信号所と運転室との連絡が途絶し、右時間帯の運行列車二本が四三分から五〇分程度遅延した。公安職員の実力排除は、組合員の自主的退去を条件に一旦中止されたが、その後も退去しないため、翌三一日午後二時二〇分頃再び前同様の方法で階段上の組合員の排除にとりかかり、午前二時五〇分頃までに階段上のピケットはすべて排除され、又信号所内にたてこもっていた組合員も午前四時一五分頃同所を退去了した。

以上が本件斗争の経過の概要であるが、この間の被告人三名の行動は次の如くである。

(1) 被告人甲（分会執行委員長）は、地本書記長の指示により、同三〇日午後四時頃（一審判決では午後六時頃と認定されている。）同信号所勤務者たる組合員に対し職場集会に参加を勧誘、説得しこれを確保する目的をもって、同信号所に立入り、そのまま同所に滞留し、公安職員の第一次ピケ排除に際しては、同信号所から、他の被告人らと共に公安職員に対し、バケツで数十回にわたって水道の水や汚水を浴びせかけた。

(2) 被告人乙（分会執行委員長）は、東てこ扱所二階上り口階段に約二〇名位の組合員と共にピケットの配置につき、その後二階信号所に立ち入り、第1次、第2次の公安職員の実力排除に際し、被告人甲・丙等と共に公安職員に対し、数十回にわたり、前同様汚水等を浴びせかけた。

(3) 被告人丙（地本役員）は、本件斗争の現地指導者として、三一日午前〇時頃東てこ扱所に赴き、ピケの配置などについて指導した上2階信号所に立ち入り、同所にいた組合員に対し情報勢告等を行ない、第二次の実力排除に際しては、同信号所内で指揮をとり、被告人甲乙ら組合員と共に、公安職員に対し、前同様汚水等を浴びせかけた。

これら被告人等の行為に対し、検察官は、信号所立入りの点を建造物侵入

判例研究

罪に、また実力排除を実施中の公安職員に水を浴びせた点を公務執行妨害罪に、夫々問擬して起訴した。

第一審の福岡地裁久留米支部は、(イ) 建造物侵入の点については、労組員によって本件信号所が占拠され、久留米駅長の右職場に対する管理権は完全に排除されたとの認定のもとに、このような事態の下で、多数の占拠者の一員として同信号所に立ち入った被告人等の所為は建造物侵入罪に該当するとしたが、(ロ) 公務執行妨害の点については、鉄道営業法42条1項(退去強制)により、鉄道係員が旅客・公衆を車外または鉄道地外に退去させるにあたっては、口頭による場合のほかは「人身の安全をおびやかさない程度の実力をもって排除しうるに止まる。」ものと解し、公安職員の本件実力行使は右の範囲を超えたものと言わざるをえないでの、結局違法というほかない、これに対し水を浴びせた被告人等の行為は公務執行妨害罪を構成しない、とし無罪を言渡した(昭和41年12月14日言渡)。

この一審判決に対し、検察官及び被告人の双方から控訴の申立がなされた。第二審の福岡高裁は昭和43年3月26日被告人等の控訴を容れて一審判決中の有罪部分を破棄し、建造物侵入の点についても、その目的、手段、態様及び実害の発生の状況等から判断して刑事制裁の対象とならないとして無罪を言渡し、他方検察官の控訴を棄却し、一審判決の無罪部分(公務執行妨害)を維持した。この控訴審判決は、全透中郵判決が判示した可罰的違法性が認められる「3つの場合」に該当するかどうかを具体的に判断した数少ない判決の一つとして、又鉄道公安職員の実力行使の限界につき詳細な検討を加えた注目すべき判決として評価されたが、検察官から上告がなされた。検察官の上告の趣意は、憲法28条違反、判例違反及び法令違反の主張であり、本件は当初第二小法廷で審理されたが、のち大法廷に回付され、大法廷は検察官の主張を容れて原判決を破棄し、本件を福岡高裁に差し戻した。

【判旨】

- 勤労者の組織的集団行動としての争議行為に際して行なわれた犯罪構成要件該当行為についての刑法上の違法性阻却事由の有無を判断するにあた

独協法学

っては、その行為が争議行為に際して行なわれたものであるという事実をも含めて、当該行為の具体的状況その他諸般の事情を考慮に入れ、それが法秩序全体の見地から許容されるべきものであるか否かを判定しなければならない。

2. 国鉄労組員らの争議行為の際ににおける被告人ら3名の本件信号所各侵入行為（被告人甲は、信号所の勤務員3名を勧誘・説得してその職務を放棄させ勤務時間内の職場集会に参加させる意図をもって、駅長の禁止に反して侵入したもの、また、被告人乙および丙は、労組員ら多数が同信号所を占拠した際にこれに加わり、それぞれ侵入したもの。）は、いずれも刑法上違法性を欠くものではない。このように解して被告人ら3名の刑事責任を問うことは、憲法28条に違反しない。
3. 鉄道営業法42条1項により鉄道係員が当該の旅客・公衆を車外または鉄道地外に退去させるにあたって、旅客・公衆が自発的な退去に応じない場合、または危険が切迫する等やむを得ない場合には、鉄道係員において当該具体的事情に応じて必要最少限度の強制力を用いることができる。このように解しても憲法31条に違反しない。
4. 旧「鉄道公安職員基本規程」（昭和24年11月18日総裁達466号）三条、五条に定める鉄道公安職員の鉄道施設警備等の職務は、公務執行妨害罪における公務にあたる。
5. 国鉄労組員らの本件でこそ所2階信号所への入り、同所に通ずる階段への坐り込みは、鉄道営業法37条、42条1項3号にいう公衆が鉄道地内にみだりに立ち入った場合にあたる。
6. 鉄道公安職員は、本件でこそ所2階の信号所に立ち入り、同所に通ずる階段に坐り込んだ国鉄労組員らを鉄道営業法42条1項により退去させるにあたっては、必要最少限度の強制力の行使として、自発的な退去を促したのに、これに応じないで階段の手すりにしがみつき、或いは、たがいに腕を組む等して居すわっている者に対し、手や腕を取ってこれをほどき、身体に手をかけて引き、或いは押し、必要な場合にはこれをかかえ上げる

判例研究

等して階段から引きおろし、退去の実効を収めるために必要な限度で階段下から適当な場所まで腕をとって連行する等の行為をもなしうるものであり、このような行為が必要最少限度のものかどうかは、労働組合員らの抵抗の状況等の具体的な事情を考慮して決定すべきものである。

【評釈】

本判決の判示事項は多岐にわたっているが以下順を追って考察する。

一. 建造物侵入罪の成否に関する判断について。

(一) 争議行為に際して行なわれた犯罪構成要件該当行為について違法性阻却事由の有無を判断する一般的基準（判旨1）。

(1) 判断基準設定の意義

(イ) 原判決は、被告人等の本件信号所への立入り行為は公労法17条1項に違反する違法な行為であるとした上同条の禁止に違反するからといって当該行為が当然犯罪とされる訳ではないとし、中郵判決（昭41・10・26大法廷判決）において、争議行為が正当性を欠く場合として判示されている「3つの場合」即ち、政治的目的のために行なわれた場合、暴力を伴う場合、国民生治に重大な障害をもたらす場合に被告人等の本件立入り行為が該当するか否かを逐一検討を加え、そのいずれにも該当しないから可罰的違法性を欠き建造物侵入罪は成立しない、としたのに対し、本判決は右の「3つの場合」について全く触れることなく、全体としての争議行為（同盟罷業・怠業など）とその際における個別的、部分的争議行為の刑法上の違法性の有無（可罰的違法性の有無）は、それぞれ別個に考察するべきであるとの立場をとり、全体としての争議行為に際して行なわれた犯罪構成要件該当行為について、その刑法上の違法阻却事由の有無を判断する際の一般的基準を判示している。

基本的乃至全体としての争議行為の違法性と、それに附隨して行なわれる部分的争議行為ないし争議手段の違法性とを区別し、別個に考察するという態度は、札幌市労連事件の控訴審判決（札幌高判昭42・4・27）、同上告審判決（最判昭45・6・23）、全通名古屋第1中郵事件判決（名古屋高判・昭44・10・29）、横浜中郵事件判決（東京高判・昭47・10・20）等において、すでにみら

独協法学

れるところではあるが、中郵判決以降同判決の判旨の不明確さも手伝って、その解釈が分れ、実力行使を伴なうピケ等に関する下級審の裁判例の中には、基本としての争議行為とそれを実効あらしめるための補助的争議手段とを区別せず、ピケ等の補助的争議手段についても、中郵判決の、いわゆる「3つの場合」に該当しないから可罰的違法性を欠くとし、ともすれば積極的行為を内容とする補助的争議手段についても比較的安易に刑事免責を認める傾向があった。本件の原判決もまたこのような見地にたつ判決の一つといえよう。

いうまでもなく、中郵判決の所謂「3つの場合」は、国鉄長万部駅事件に関する最高裁判決（昭45・7・16第1小法廷）の多数意見が特に言及しているように、郵政職員の職場放棄という同事件の事案に即して、かような単純不作為を内容とする争議行為であっても、郵便法第79条1項の犯罪が成立する場合のあることを例示的に判示したものと解されるのであって、ピケ等積極的な行為を内容とする補助的争議手段をも含めて、可罰的違法性のある場合を判示したものではないのである。

本判決が、全体としての争議行為と、その際に行なわれた犯罪構成要件該当行為とを区別し、それぞれの刑法上の違法性の有無は別個に判定しなければならないとする見地から、後者について、特にその判断基準を示したことは、中郵判決の判旨の解釈をめぐる下級審の混乱に終止符を打つものとして、極めて時宜をえたものと言うことができよう。

(口) 本判決は、前掲のよう争議に際して行なわれた犯罪構成要件該当行為の刑法上の違法性阻却事由の有無の判断に関し、一つの基準を定立した。中郵判決以降、公労法違反の争議に附隨して行なわれた実力ピケ等の不法事犯にも、同盟罷業や怠業など単純不作為を内容とする争議的行為におけると同様に労組法1条2項の適用が認められるかどうかが争われていた。この点につき、最高裁は摩周丸事件についての昭和41年11月30日大法廷判決、横浜中郵事件についての昭和45年9月16日大法廷判決において、部分的争議行為の事案に関し、いづれも労組法1条2項の適用を肯定したが、両判決とも、禁

判例研究

止条項に違反する違法な争議行為に労組法1条2項を適用する余地はないとする有力な反対意見を伴っていた。

中郵判決は言うまでもなく、それ以後の判決においても、公共部門の争議行為に関し、最高裁裁判官の間で、労組法1条2項の適用の有無をめぐって顕著な意見の対立があったのであるが、本判決はこの点の論争に立ち入ることなく、又とくに根拠条文を明示せずに、前掲の如き違法性阻却事由の有無の判断に関する基本的見地を新たに判示したわけである。それだけに、本判決が定立した一般的判断基準によって違法性が阻却される場合の実定法上の根拠如何が問題とされなければならない。

(2) 本判断基準の実定法上の根拠

(イ) この点について差し当り考えられるのは、中郵判決の多数意見と同様に、労組法1条2項を経由して刑法35条にその根拠を求めるか、あるいは実定法の明文を引かず、争議行為禁止規定（公労法17条など）の憲法的意義から直接違法阻却による刑事免責を導き出すか（その根拠をいわゆる超法規的違法阻却事由として構成するか）のどちらかであらう。今後の判決を注目したい。

いうまでもなく、公労法は、その3条1項において労組法1条2項の適用を排除していないのであるが、同法17条1項は公共企業体等職員の一切の争議行為を禁止しているため、かような禁止条項に違反してなされた争議行為に果して刑法35条（一般的正当化事由）による違法性阻却を認める労組法1条2項が適用されうるものかどうかが、長い間、労働法学界における重要な論点として激しい議論が斗かれて来たことは周知のことである。裁判例も、その適用の是非に関する学説の対立を反映してか積極・消極に分れていたが、桧山丸事件の最高裁判決（昭38・3・15第2小法廷）において、公労法違反の争議行為については正当性を論ずる余地はないとして、労組法1条2項の適用を否定する見解が示されるにおよび、この点に関する論争も一応終止符を打たれたかに思われたのであるが、下級審は必ずしもこの最高裁の見解に同調せず、依然として同条項の適用を肯定する判決が跡を断なかつた

独協法学

ところ、昭和41年10月26日のいわゆる中郵事件判決において、最高裁大法廷は從来の見解を改め、同条項の適用を是認するに至ったが、なお4名の裁判官の適用なしとする反対意見を伴っていた。

中郵判決の多数意見は、公労法3条が刑事免責に関する労組法1条2項の適用を排除することなく、これを争議行為にも適用することにしているのは、憲法28条の保障する労働基本権尊重の精神にのっとり争議行為の禁止違反に対する効果または制裁は必要最少限度にとどめるべきであるとの見地から、違法な争議行為に関しては民事責任を負わせるだけで足り刑事制裁をもって臨むべきではないとの基本的態度を示したものと解すべきであるとし、憲法28条によって保障される「正当な争議行為」の限界を越えないもの、換言すれば労働基本権の行使と認められる範囲内の行為は、たとえそれが公労法17条1項の禁止に違反するものであっても刑事制裁を科さないのが法の趣旨だとするのであるが、ここで問題となるのは、公労法違反の争議行為に、その判断の如く刑事免責を認めることと労組法1条2項との関係である。

(ロ) 労組法1条2項は、刑法35条の適用を予定するものであるが、刑法35条は、從来一般的正当化事由として理解され、この事由がある場合には、その行為は単に刑法の領域にとどまらず、あらゆる法域との関係で違法性が阻却されるものと考えられていた。そうであれば刑法35条の適用を受ける行為は刑法上違法性がないだけでなく、民事法上も公労法上も正当行為として違法性が否定されなければならないことになり、公労法が争議行為を違法とし、これに民事責任を負わせていることと矛盾することになる。そこで、公労法3条が労組法1条2項の適用を認めているのは、労組法1条2項を経由して刑法35条の適用を認めるという趣旨ではなく、憲法28条の保障する「正当な争議行為」に該当する場合、いいかえれば私企業労組の場合に正当な争議行為として刑事免責を受けうる範囲の行為については、たとえ、その行為が刑罰法規の犯罪構成要件に該当する場合であっても、刑事制裁を科さないというのが、労働基本権を保障する憲法28条の法意の帰結であり、その立法的表現が、この公労法3条による労組法1条2項の適用不除外であって、同

判例研究

条項の「適用」というのも、その趣旨において理解すべきであるとか（井上祐司「最高裁4・2両判決と可罰的違法性の理論」法律時法44巻13号）、あるいは、労組法1条2項の「適用」というのは正確ではなく、むしろ「準用」とするべきであり、この場合の刑法35条の適用とは一般私企業労組の争議行為の場合とは異なり、当該争議行為の実質的違法性を全部阻却することを意味する訳ではなく、その行為の実質的違法性を軽減し可罰的な程度に至らぬものとする、いわゆる可罰的違法性阻却事由の意味に理解しなければならないとか（佐伯千仞「可罰的違法性の理論の擁護」（上）法セ169・56、同（中）170・79、同（下）171・97）、種々説明がなされているのであるが、これらの問題を意識してか、本判決は労組法1条2項の適用の有無には、直接言及することなく、又從來の判決が用いた「正当性を論ずる余地」があるとかないとか、という表現も避け、違法性阻却事由の有無を判断する一般的基準を判示するという方法により、この点に関する從來の見解の対立を、この一般的基準の中に実質的に止揚したことは注目に値する。

裁判官全員一致の意見で、公労法の禁止規定に違反する争議行為が、刑罰法規の犯罪構成要件に該当する場合であっても刑法上の違法阻却の有無を論ずる余地があることを肯定する以上それで充分であって、殊更、労組法1条2項の適用の有無についての見解を判示する必要がないと考えたものと思われる。従って、同条項の適用の有無及び同条項適用の法理論的意味について、最高裁がいかなる見解をとるかは、今後の判例にまたねばならない訳である。

（3）中郵判決の判示する違法判断の基準との関係。

（イ）本判決が判示する違法判断の一般的基準は、前述したように、部分的争議行為の刑法上の違法阻却に関するものとして定立されているのであって、全体としての争議に関するものではないから、全体としての争議行為についての違法判断（可罰的違法性の有無）の基準（いわゆる「3つの場合」）を示した中郵判決の法理に直接かかわりをもつものではないが、本判決と同日に言渡された全農林警職法改正法案反対斗争事件の最高裁大法廷判決の補足

独協法学

意見が、中郵判決の判示する右判断基準の一要素である「国民生活に重大な障害をもたらす場合」について、その意味内容が不明確であり、判断基準としては適當ではないことを強く批判し、その妥当性を疑問視していること、また、この要素を抜きにしては、違法判断の基準としての機能を果しえないことを考えると、中郵判決のこの基準が今後とも最高裁において維持されるかどうかは、相當に問題であり、おそらく将来は、本判決が定立した一般的基準が、単に部分的争議行為のそれとしてだけではなく、全体としての争議行為の違法判断の基準としても、採用されることになるのではないかと思われるるのである。

(口) 本判決は、違法性阻却事由の有無の判断は「法秩序全体の見地」から判定すべきものとしているが、「法秩序全体の見地」という観点は、いうまでもなく、すべての法域に通ずる違法性判断の一般的基準である。しかし、それだからといって、本判決が法域による違法の相対性を否定し、中郵判決が採用した、いわゆる可罰的違法性の法理を排斥する趣旨ではないことはいうまでもなかろう。

(4) 本判断基準の適用範囲

また、本判決が定立した判断基準は、その表現からみても、公共企業体等職員の争議の際の犯罪構成要件該当行為と一般私企業労組の争議の際のそれとの双方に適用されるべき一般的基準として判示されているものと理解されるのであるが、このことは公労法違反の同盟罷業に際して行なわれた犯罪構成要件該当行為（例えばピケット）と私企業労組が同盟罷業に際して行なった同一態様の行為とを、刑法上の違法判断において同一視するものでないことはいうまでもなかろう。

公共部門の労働者と私企業労働者のそれぞれの労働法上の地位、換言すれば争議権に対する制約の有無・程度などが違法判断の尺度としての「法秩序全体の見地」という価値体系の中に取り込まれ、当該行為の違法性の有無の判定に影響を及ぼすことは当然である。そして、その具体的判断の結果は、中郵判決において、可罰的違法性があるとされる、いわゆる「3つの場合」

判例研究

を判断の基準とした場合より、違法と判定される場合が多くなるであろうことは容易に予測されるところである。例えば、ピケッティングにしてみても、争議権が法認されている私企業労組と争議権を否認されている公共部門労組とでは、その許容される範囲は同一ではなく、後者の方が一層狭くなることは否定できないであろう。

(二) 本件信号所侵入行為の可罰的違法性（判旨2）

(1) 本判決の判断

次に本件建造物侵入についての本判決の具体的判断について考察しよう。

建造物侵入罪は、正当な理由なく、その管理者、看守者によって立入りを禁止された建造物に、管理者等の意に反して立ち入るときに成立する。もつとも「侵入」をもって管理者等の意思に反する立入りであるとし、管理者等の意思を重視する見解に対し、立入行為の態様を重視する見解がある。この立場では住居・建造物の平穏を害するような態様で立入ることが侵入だとされる。しかし、立入りの態様は、行為の客観的側面であって、その立入りが管理者等の意思に反するかどうかを決定する重要な要素の一つであることに変りはなく、また立入りの態様を重視する立場でも立入りの目的という主観的側面がその立入りが住居の平穏を害する態様のものであるかどうかを決定する因子となることを否定しないから、その具体的適用においては、いづれの立場によっても結論に大きな違いはない。

本件の第一審判決は、被告人らの立入り行為を、いわゆる占拠型とみて建造物侵入罪の成立を認めたのであるが、原判決は、中郵判決の、いわゆる「3つの場合」に本件立入り行為が該当するかどうかという観点から、その該当性の有無を逐一判断し「当局のストライキ対策に対抗し東てこ扱所にピケットを配置するにあたり、あるいはその一員となり、あるいはこれをより効果的ならしめるためにオルガ等指導その他これに附隨した必要性と必然性の故に、同所に立入った被告人らの行為は不当性はなく、又駅務自体を積極的不法に妨害することのない態度からすれば、同所を完全に支配を占拠したとは認めえない」として、その立入り行為が「3つの場合」に該当せず可罰的違

独協法学

法性がないとした。これに対し本判決は、組合員の東てこ扱所（信号所）への立入り、階段への坐り込みにより、同所は組合員によって占拠され、駅長の同所に対する管理は事実上排除されたと認定して、一審判決のこの点の判断を支持し、被告人らの立入り行為が建造物侵入罪の構成要件に該当することを認めた上、前述の違法性阻却事由の有無の判断に関する一般的基準に従って判断を加え、被告人らが立入った東てこ扱所（信号所）の鉄道運輸上の重要性や被告人らの立入り目的ないし意図及びその結果などからみて刑法上の違法性を欠くものではないとし、その正当性を否定しているのである。

原判決は、被告人甲の立入りの目的を、勤務時間内二時間の職場集会（同盟罷業）に信号所勤務員を参加させるための勧誘・説得（オルグ活動）とみ、また、被告人乙・丙の立入りの目的を、鉄道公安職員の逆ピケを予想したうえでの信号所勤務員に対するスト参加の勧誘・説得の機会を確保するためのピケットと見て、その正当性を判断しているところ、本判決は原判決認定の事実関係を前提として、前述の結論を下している訳であるが、本件の論点として、最高裁がいかなる見解を示すか注目されていた「違法争議行為への参加を説得・勧誘するためのオルグ活動並びにその機会を確保するためのピケットと施設管理権との関係」について、本判決が特に判示するところがなかったことは、いささか期待外れの感もなくはないが、具体的な事案についての判断という判決自体の性格からやむをえないところと思われる。以下本件を素材として、この論点につきすこしく考究してみたい。

（2）違法争議への参加を説得・勧誘するためのオルグ活動並びにその機会を確保するためのピケットと施設管理権との関係。

（イ）建造物侵入罪の成否と利益衡量

建造物侵入罪は、前述の如く、正当の理由がないのに、管理者・看守者の意思に反して建造物に立入ることによって成立するものと解されているが、管理者等が拒否するからといって、一切の立入り行為が違法となる訳ではなく、立入拒否が正当であるのに、これを無視して立入る場合にのみ違法とされるのである。この点は、労働者の団体行動の一環としてなされる企業施設

判例研究

への立入りが建造物侵入罪を構成するかどうかを論ずる上で極めて重要である。

立入り行為が違法とされるかどうかは、したがって立入り行為の目的・態様等を考慮し、かかる立入りを建造物の管理者、看守者において拒否することが正当とされるかどうかという観点から判断されなければならない。換言すれば、立に入る側とこれを拒否する側の利益衡量が要求されるのであって、立入りを拒否する側の立入りによって蒙る不利益が、立に入る側が立入りを拒否されることによって受ける不利益より大なる場合、或いは立入り拒否によって蒙る不利益が法的保護に値しない場合には、立入り拒否は正当視され、立入り行為は違法性を帯びることになる。

いわゆる点検活動のための立入りに関する安西郵便局事件判決（昭42・27第3小法廷）や、国鉄連絡船内でのオルグ活動に関する第七・第八青函丸事件判決（昭45・7・16第1小法廷）が「住居侵入罪（艦船不退去罪）を構成するか否かの判断をするためには、立に入る側（立入り滞留する側）とそれを拒否する側との双方について、それぞれの具体的動機とその行為の態様とを相関的に考慮する必要がある。」と判示しているのも同様の見地に立つものである。このような観点はいうまでもなく法益の衡量という違法判断的一般的原理に基づくものである。この立場からすれば、立入り目的が違法・不当な場合は一般的にいって立入られる側の立入り拒否は正当視されるであろうが、常に必ずそうであるかは検討を要する問題である。

（ロ）施設管理権と団体行動権

本件の原判決は「およそ企業施設の管理権を含む営業権と企業内労働組合の団体行動権とは本来互に対立し、相互に抵抗を受ける関係にあって、両者が共に尊重され維持されるためには、必然的に公共の福祉の確保という見地から双方が調和されなければならず、団体行動権に対する経営権による制約は、公共の福祉の確保のため妥当視される場合のみ許されるべきである。」との立場をとり、立に入る側とこれを拒否する側との利益衡量を行ない、その調和点を立入りによってもたらされる具体的危険の発生にもとめ、具体的危険

独協法学

を招くことにならない程度において、必要な範囲での労働運動であれば組合目的を達成するためになされた正当な行為と認めざるをえない」とし、被告人等の本件信号所立入り行為を、この観点から正当視している。

いうまでもなく、企業施設の管理支配や業務遂行の権限は、財産権の本質的内容として使用者に専属しているのであって、この使用者の有する施設支配及び業務遂行の権能を障害するようなことは、憲法28条の保障する労働基本権の内容をなすものではない（山田鋼業事件大法廷判決昭25・11・15刑集4・12・2257、理研小千谷工場事件大法廷判法昭26・7・18刑集5・8・1491、朝日新聞西部本社事件大法廷判決昭27・10・22刑集6・9・857）。尤も、我が国の労働組合が企業別労組であり、職場を組合活動の場として利用する必要性が高いことを理由に一定の限度において、企業施設の利用権を承認しようとする見解も少なくなく、原判決もこの立場をとるものであるが、労働組合が企業別かどうかは、本来労働者側の組織上の問題であり、又職場を組合活動の場として使用する必要性が高いといつても、それはあくまでも組合活動にとって便宜だというだけのことで、企業別組合なるが故に組合活動を職場でしなければならない論理的必然性はないのであるから、労働組合の組織形態を根拠に労働者側の施設利用権を容認しようとすることは正当ではない（香城検事「労働組合活動の正当性の判断（4）」警察研究41巻7号75頁以下）。したがって争議行為に際し、企業施設を使用者の意思に反して使用することは争議権の行使としても許されないとわなければならない。

しかしながら、このことは組合活動のための企業施設への立入り滞留等がいかなる場合にも常に違法であることを意味する訳ではない。組合役員等が組合員の勤務している職場内に立入り組合の指令や情報などを伝達したり、更には労働争議に際して、業務を放棄して職場集会に参加するように指示し、又はその参加を勧誘・説得するなどの、いわゆるオルグ活動をなすことは、団結を保持し、団体行動を遂行するための欠くべからざる手段の一つであって、これらの目的のために職場・施設に立入る行為は、たとえ管理者から立入りを拒否された場合でも、それが、暴力を伴うなど使用者側の業務遂行を

判例研究

阻害するような態様のものでないかぎり、労働基本権行使のための相当な手段・方法として違法性を欠く場合があるであろう。

(ハ) 違法目的の立入りと使用者の受忍義務

ところで、公共企業体等の職員は、一般私企業の従業員と異なり、争議行為のみならず争議行為を教唆・煽動する行為も法によって禁止されているので（公労法17条）、禁止された争議行為への参加を勧誘・説得する行為も違法たるを免れない。したがって、このような行為をする目的・意図で企業施設に立に入る行為は、その目的において、すでに違法といわなければならぬから、かかる目的：意図の下に組合役員らが使用者の管理する施設に立入るのを使用者が受忍するいわれはないとも考えられる。

本件斗争の際の越軌行動として起訴された、いわゆる国鉄長万部駅事件（时限スト実行のオルグ活動のための集団的立入りの事案）の札幌高裁函館支部判決（昭43・6・22）が「公労法17条違反の争議行為により列車の正常な運行が阻害されることを慮り、当局側において組合役員が勤務員に対し右争議行為への参加を呼びかけたるに信号所内に立入るのを拒否することは理由がないとはいえない」としているのも、この見地からと思われるるのであるが、この判決は重要施設である信号所に立入った事案に関するものであることに留意しなければならない。

ここで検討を要するのは、右の如く立入りの目的が違法だということだから、使用者側の立入り拒否が、常に正当視されるものかということである。もっとも立入り拒否が正当であり、したがって、これを無視して立入る行為が違法となるとしても、それだけで、当然に建造物侵入罪としての違法性を帯びるものではないが、この点を明らかにすることは、使用者側の対抗処置の限界や、立入行為の可罰的違法性の有無を判定する上でも重要な意味を持つものと考えられる。

ところで、最高裁は、争議行為の本質を単純な労務不提供の解し、公労法17条に違反する争議行為の違法性を債務不履行の民事違法に止まるものとしている（中郵判決）。そこで、かような民事的違法—而も債務不履行としての

独協法学

違法一にとどまる、禁止違反の争議行為の実行を決議し、指令し、これに服従すべきことを懲懲する行為が、傘下の組合員に対し、いかなる効力を有するかを考察しなければならない。若し、これらの行為が違法なるが故に、法的になんらの拘束力をも有しないとすれば、組合員は、オルグやピケを受忍する義務はないし、また使用者側も、かかる行為を容認する必要がないと考えられるからである。この点に関し、横浜中郵事件に関する東京高裁判決(昭47・10・20)は、同郵便局員の就労を阻止するために、全遜労組員らが、同郵便局出入口前に張ったマス・ピケの正当性についての判示の中で「公共企業体等の組合が、たとえば同盟罷業の決議をしても、その決議は違法であって民間労組の場合のように組合員に対し法的拘束力をもつものではなく、組合員としては、その決議に従わずに就業しても、特段の事由がない限り組合の統制に対する違反ないし裏切りの問題は生じないと解すべきである」とし、その法的拘束力を否定しているが(なお、民事判決ではあるが、国労広島地本臨時組合費請求事件に関する広島高裁昭48・1・25判決は違法争議行為の費用に充てるための臨時組合費徵収決議は公序良俗に反し無効としている。),市電の出庫を阻止したピケッティングの正当性が問題とされた、いわゆる札幌市電スト事件に関する最高裁第3小法廷判決(昭45・6・23)は、地公労法11条1項(争議禁止規定)に違反する違法争議の指令にある程度の拘束力を認める趣旨に受取れる判示をしており、また、民事判決ではあるが、全遜業者救済補償金請求事件に関する福岡地裁判決(昭45・4・22労民集21巻2号62頁)は、公労法17条の規定は、国家の政策に由来する禁止規定にすぎず、これに違反する行為自体直ちに公序良俗乃至社会の倫理観念に反するものとして非難しえないとし、違法指令の拘束力を一定の限度で容認している。このように、公労法の禁止に違反する争議行為の実行決議やそれに基づく争議指令に法的拘束力が認められるかどうかについては、裁判所の態度は明確とはいいがたく、学説もこの点に論究したものが殆んどないのであるが、若し、拘束力を是認すれば、組合員はオルグやピケによる勧誘・説得を受忍しなければならず、反対に拘束力を否定すれば、かかる勧誘・説得を受忍する

判例研究

いわれはないことになる。しかしながら、受忍義務のないことが、直ちに勧誘・説得のための立入り行為を拒否することの正当性を当然に帰結するものであるかどうかは、更に考究を要する問題である。

前述の如く、最高裁は公労法違反の争議行為を単なる労務供給義務の不履行としてとらえ、その違法性を「債務不履行」的違法とみている。禁止規定違反の争議行為を集団的な「不法行為」として把握し、その違法性も民事上の不法行為としてのそれと理解するのならともかく、単に債務不履行としての違法にとどまると解するならば、かかる違法争議の決議や指令の拘束力の有無は、右決議等に基づく勧誘・説得行為の許容される範囲や限度を判断する上での要素とはなりえても（例えば、受忍義務のない場合には、受忍義務がある場合に比べ、その態様や程度のうえで限度があり、相手方の意思や自由を抑圧するような方法・態様での説得や勧誘は許されないことになる。前掲横浜中郵事件判決は、まさに、この観点からピケの許容性を判示したものである。），その目的のための立入り行為の違法性乃至可罰的違法性の有無を決定する極め手とはなり難いように思われる。

このように、傘下の組合員に対し、違法争議に参加するよう勧誘・説得する目的で使用者側の施設に組合役員等が立入る行為は、職場放棄を懲戒する点で、一般的に業務遂行を阻害する危険（抽象的危険）があると解するならともかく一業務運営の上で重要な機能を果す職場とそうでない職場とでは、右懲戒行為による業務阻害の危険性には差異があるであろう—そうでなければ、その立入り行為によって、業務遂行に支障をきたす虞れがない以上、使用者側はこれを許容する義務があり、単に、その立入り目的の違法のみを理由に、これを拒否することは、正当とはいえないようと思われる。

けだし、先に述べたように、かような争議の決議や指令が、法の禁止に違反する故に違法だとしても、その違法が債務不履行の違法に止まる限り、憲法の保障する団結権が法の禁止に優越し、組合員はその決議や指令に服従すべき義務を負うと解する余地もあり、かりに決議や指令が法の禁止に反するため無効であり、従って組合員に対し何らの拘束力ももたないとする立場に

立っても、組合員の自由な意思に訴え、業務命令に従って就業するか、或いは民事上の不利益を覚悟の上で組合の決議や指令に服して争議に参加するかの選択を求める行為は、労働基本権保障の趣旨からみて、その民事的違法の故に直ちに社会的相当性を失うものではなく、なお組合活動として許容されるべき範囲内の行為ということができるからである。

（3）建造物侵入罪の可罰的違法性

次に管理者の意思に反するこの種の立入り行為が、いかなる場合に建造物侵入罪としての可罰的違法性を帯びるかについて考察しよう。

組合員たる勤務員に対し、違法な職場集会（同盟罷業）に参加するよう説得する目約で、立入りを禁止された施設に立入った事案について建造物侵入罪の成立を是認した判決は本判決をはじめ多数にのぼるが、その立入りの目的が違法であることを理由に、それだけで立入り行為の可罰的違法性を認めた事例はなく、いづれも、立入りの態様や立入った当該建造物の機能、換言すれば、その建造物において遂行されている具体的業務に着目し、立入り行為が当該業務の遂行に及ぼす影響（業務の重要性の度合と、その業務遂行を阻害する危険性の程度）を勘案して、立入り行為の可罰的違法性の有無を判断しており、立入りの目的は、どちらかといえば、その業務遂行に及ぼす影響を判断する一要素として考慮されているに過ぎないよう思われる。

ちなみに、前掲の国鉄長万部駅事件判決は、立入り行為の態様を重視して、その可罰的違法性を認めており、又本判決は当該建造物（信号所）の機能の面に重点を置いて、立入り行為の可罰的違法性を肯定している。

建造物侵入罪は、人の看守する建造物の安全・平穏を保護法益としており、具体的には「建造物に対する自由な管理支配」(Liszt Schmidt, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts. 25. Aufl. S.581) ないしは「建造物の現実の利用関係」(大阪高判昭25・9・19労働関係刑事裁判資料102号407頁) を保護しようとするものであるから、立入り行為の可罰的違法性の有無は、この「現実の利用関係」を侵害する危険性の有無という実質的側面から具体的に判断されなければならない以上、立入り行為の目的・態様や、それが当該建造物

判例研究

の機能（その場所で遂行されるべき業務）に及ぼす影響（更には、その機能阻害が企業全体の業務の運営に与える影響）の度合などが、可罰的違法性の有無の判断にあたり考慮されるのは当然であろう。

問題は、可罰的違法性が認められるためには、当該立入り行為によって業務阻害（現実の利用関係の侵害）の具体的危険が発生したことを必要とするかどうかである。抽象的危険が存在すれば、立入りを拒否する理由とはなりえても、その程度では、いまだ建造物侵入罪の可罰的違法性を認めることはできず、せいぜい軽犯罪法一条32号（入ることを禁じた場所…に正当な理由がなく入った者）又は鉄道営業法37条（停車場其の他鉄道地内に妄に立入ったる者）の犯罪の可罰的違法性を帯びるに止まるものと思われる。「勤労者の争議的行為に対して刑事制裁を科することは必要やむを得ない場合に限られるべきである」との中郵判決の基本的見地からも、具体的危険の発生を要すると解するかの正当ではあるまいか。その点原判決の指摘は正鵠を射ているが、本件における被告人等の行為が具体的危険性を有しないかどうかは問題である。検察官は、その上告趣意において、建造物侵入罪の成立には業務阻害の抽象的危険をもって足りると主張し、その趣旨の判例として国鉄福島駅事件についての昭和38年3月29日仙台高裁判決を引用しているが、同判決は信号扱所の約6坪の狭い場所に約70名の組合員が立入った事案に関するものであって、その場所的状況と立入った人数からみて、それだけで業務阻害の具体的危険の発生を認めて不自然ではないケースであるから、必ずしも抽象的危険で足りるとする判旨ではないように思われる。

本判決が、判旨1に掲げた違法性阻却事由の有無の判断に関する一般的基準に基づき、本件信号所の列車運行の上で果す役割の重要性を考慮し、かかる重要施設である信号所を組合員ら多数が占拠した際に加わって同所に立入った被告人乙・丙につき建造物侵入罪の成立を認めたことは正当であり、たとえ組合員らの立入り目的が勤務員の説得・確保にあったとしても、その行動形態が同所を占拠し、駅長の管理を事実上排除するものであった以上、すでに本件信号所の業務の遂行が阻害されていると言えるので、可罰的違法

独協法学

性に欠けるところはなく、また勤務員に対し、職場集会への参加を説得する目的で同所に一足先に立入った被告人甲の行為は、列車運行上極めて重要な業務に従事する本件信号所勤務員3名に対し、職場集会の実施が切迫した状況の下でのオルグ活動を目的とするものであったから（本判決は「前記のような状況下で」と特に判示している。）、若し、この説得・勧誘が功を奏し、これに応じて勤務員が職場を放棄した場合を考えると（なお、本件信号所には、前記3名の勤務員に代る当局側の要員は配置されていないことにも留意する必要がある。），このような状況下における本件信号所へのオルグのための立入り行為は、それだけで業務阻害の具体的危険性がないとは言えないでの、管理者において立入り禁止することは勿論正当であり、これを無視して立入る行為の違法性は建造物侵入罪としての違法性（可罰的違法性）を帯びるものというべきである。

このように、甲の立入り行為の建造物侵入罪としての可罰的違法性は、その立入りの目的であるオルグ活動の相手方が信号所勤務員という寸時もおろそかにできない極めて重要な業務に従事している者であること、その立入時期換言すればオルグ活動の時点が職場集会の実施を目前に控えた時期であったことによって基礎づけられているように理解されるのである。このような理解が正しければ、業務運営の面で差程重要性をもたない施設の勤務員に、職場放棄をよびかけるための立入りや、重要な施設であっても、スト参加を勧誘するためのオルグの立入りが、ストに接近した時点ではなく、その施設の勤務員がよびかけに応じ、職場を放棄してストに参加しても、当局側が代替要員を配置し業務の遂行を支障なく継続できるような時間的余裕がある場合には、その立入りの態様が強暴であるとか、その他その場における業務の遂行に支障を及ぼすものではない限り、可罰的違法性を認めないとして建造物侵入罪の成立が否定されることになるであろう。

本件の事実関係に徴すれば、被告人乙丙の本件立入り行為は、現実に業務の遂行を阻害するものであり、又被告人甲の本件立入り行為も業務阻害の危険を発生させる行為であることは明らかであるが、本判決が被告人甲の立入

判例研究

り行為を抽象的危険を発生させる行為とみて可罰的違法性を肯定しているのか、それとも具体的危険を発生させる行為として可罰的違法性を認めているのか、判文上では明確ではない。しかしながら、本判決は、検察官の主張するように、立入り行為が、業務遂行を阻害する抽象的危険を発生させるに足るものであれば、建造物侵入罪としての可罰的違法性を認めるに充分であるとの観点から、甲の罪責を肯定したものではなく、甲の立入り行為に具体的危険性を認めて、その可罰的違法性を肯認しているものと理解すべきであろう（同旨、大久保調査官判例解説、法曹時報26・1・170頁）。

いづれにしても、本判決が被告人甲の本件立入り行為について建造物侵入罪の成立を認めたことは正当である。

二 公務執行妨害罪の成否に関する判断について。

（一） 鉄道営業法42条1項により鉄道係員が旅客公衆を車外または鉄道地外に退去させるにあたり必要最少限度の強制力を用いることの可否と憲法31条（判旨3）。

（1） 原判決の判断

本件の一審判決は、鉄道公安職員が鉄道営業法第42条に謂う「鉄道係員」に該り、また本件信号所の占拠者等が同法第37条に所謂「停車場その他鉄道地内に妄りに立に入る者」に該当することは認めながらも、同法第42条によつて鉄道係員に認められる退去強制の権限は、「人身の安全をおびやかさない程度の実力をもって排除しうるに止まる」ものとの見地から、鉄道公安職員の本件実力行使は、同条項の予想する退去強制の範囲を超えてるものとして、違法な職務執行と解し、これに抵抗してなした被告人等の行為は、いづれも公務執行妨害罪には当らないとしたのに対し、原判決は組合員等の本件信号所への立入り、階段への坐り込みは、違法不当視しえないから、鉄道営業法第42条1項各号のいづれにも該当せず、従つて同項に基づきこれらの組合員を鉄道地外に退去させることはできないし、しかも同条項により鉄道係員が同項各号の該当者を車外または鉄道地外に退去させるにあたっては、必要に応じ物理的有形力を用いることはできるが、それも強制にわたらない限

独協法学

度において許容されるに止まるところ、本件の実力排除行動は、その許された物理的有形力の限度を越える違法なものであり、鉄道公安職員の適法な職務執行とはいえないから、被告人等の行為は公務執行妨害罪を構成せず、また被告人等の行為は、かかる違法な行為を制止するために行ったもので、諸般の点を考慮すると「暴行の評価することは差し控えるのが相当である」としている。

検察官の上告趣意は、この原判決の判断のうち、本件のピケットをもって違法・不当でないとする部分につき、中郵判決の判例違反を、また鉄道公安職員の鉄道営業法第42条1項に基づく強制力行使を否定した部分に関し、国鉄門司車掌区事件の福岡高裁判決（昭35・3・2）、国鉄福島駅事件の仙台高裁判決（昭38・3・29）、国鉄水戸駅事件の東京高裁判決（昭40・9・14）の各判例違反及び憲法31条、鉄道営業法の解釈適用の誤りを主張した。

（2）本判決の判断

本判決の多数意見は、「鉄道営業法第42条1項の退去強制権限は、鉄道事業の公共性にかんがみ事業の安全かつ確実な運営を可能ならしめるため、とくにかかる運営につき責任を負う鉄道事業者に直接与えられるものであるとし、同様の趣旨を根拠のするものとして、航空法73条の3第1項に定める機長の権限や、同法86条の2第1項に定める般空運送事業者の権限を挙げ、鉄道営業法第42条1項により鉄道係員が当該の旅客、公衆を車外または鉄道地外に退去させるにあたって、旅客・公衆が自発的な退去に応じない場合、または危険が切迫する等やむをえない場合には、鉄道係員において当該具体的事情に応じて必要最少限度の強制力を用いることができる」とし、かように解しても憲法31条に違反しない」とした。

これに対し、反対意見は「同条項が私企業である私鉄にも適用があり、この退去強制の権限が身体に対する直接の実力行使による退去強制まで含むとすれば、私人に対し自力救済を認めることになり、自力救済を原則として否定する我が法制の上において顕著な例外をなすことになるが、同条1項が排除の対象とする行為は、いづれも比較的軽微な秩序違反ないしこれと同視す

判 例 研 究

べき行為であり、それが同法上の処罰の対象となる場合でも軽度の罰金または科料を科せられるに止まるから、退去させる必要があつても、その必要性の故をもって、人身に対する直接の実力行使による強制のごとき強力な権限まで認めなければならない合理的理由は認め難く、個人の尊厳と自由の尊重を最も基本的な人権として最高度に重視する現行憲法の下では、人身に対する直接の実力行使による強制のごときは憲法によるそれであつて、原則として、これを否定しているのであって、このような現行法制の建前からすれば、同法42条所定の場合について、人身に対し直接の実力行使を認める強制権限を付与することは、官憲にこれを与える場合であつても憲法上疑義があり、まして一私人に付与するごときは立法としてその合理性を認めることが著しく困難である。鉄道係員が同項により当該旅客または公衆を車外または鉄道地外に退去させるにあたっては、口頭の説得によるを原則とし、有形力の行使が許されるとしても己むを得ない場合に例外的最少限のものに限り、強制にわたることは許されないと解すべきである。』として、原判決の見解を支持し、本件鉄道公安職員の排除行為は、同条項によって許容される限度を越えた違法な職務行為であり、したがって被告人等の行為は公務執行妨害罪を構成しないとしている。

（3）鉄道公安職員の実力行使の法的根拠

鉄道公安職員の違法行為排除活動（実力行使）の法的根拠については、従来から施設管理権説と鉄道営業法第42条説の二つの見解がある。前者は国鉄総裁の有する鉄道施設管理権に基づく鉄道公安職員基本規程第4条（旧3条）に鉄道公安職員の警備権の根拠を求め、その管理施設権そのものに基づき実力排除が許されるとする。これに対し、後者はかかる実力行使は、国民の身体・財産の自由に対する侵害行為であつて憲法31条との関係で法律上の根拠を必要とするとの見地から、その根拠規定を鉄道営業法第42条に求める見解である。

本件においても、検察官は一審及び二審を通じて、この両者の見解を併用して鉄道公安職員の実力行使の根拠を説明したが、両審の判決は共に、日本

独協法学

国有鉄道法第32条第1項に根拠をもつ鉄道公安職員基本規程は、単に一企業体の内規に過ぎず、これをもって鉄道公安職員の実力行使の根拠とすることは、憲法31条の趣旨から許されないとし、施設管理権説を排斥している。検察官の上告趣意は、原判決のこの点の判断には特に触れず、前述の如く、もっぱら鉄道営業法第42条に基づく退去強制のための実力行使の限界に関する解釈問題に論点をしぼったため、本判決は直接この点について判断は示していないが、その判旨からすれば、少なくとも本件の如き実力行使は法律の根拠を必要とするとの前提に立つものと理解すべきであろう。だが、実力行使とはいっても、本件のような、積極的、攻撃的な実力行使はともかくとして、消極的、防衛的な実力行動、例えば、組合員による乗務員の拉致行為を制止したり、列車や鉄道施設への立ち入りを阻止し押し返す等の防護の範囲に止まるものについてまでも（このような場合は正当防衛として違法性が阻却されることが多いであろうが）法律の根拠を要するわけではなく、この程度の実力行使は右の施設管理権の作用として当然に許されるであろう。

（4）鉄道営業法第42条による退去強制と強制力使用の可否

次に鉄道営業法第42条を根拠として、どの程度の実力行使が許されるかについては、検察官が上告趣意において判例違反として引用した前掲の各高裁判決は、いづれも、鉄道営業法第42条を鉄道の公共性と高度の技術性、正確性に着目し、鉄道業務の円滑な遂行を確保するために、車内又は鉄道地内の秩序を維持する必要があり、そのために円滑な遂行を侵害する虞れある同条各号所掲の行為者を鉄道係員の実力で車外又は鉄道地外に排除する権限を付与したものであって、車外又は鉄道地外に退去させるのに必要にして最少限度の実力行使は、たとえ強制にわたることがあっても当然許されるとの立場をとり、そのように解釈しても憲法31条あるいは13条に反するものではない、とするもので、これが従来の判例における主流的見解であった。

本判決は、この主流的見解を是認した最初の最高裁判決として注目される。おな、田中、大隅、関根、坂本4裁判官の反対意見は、鉄道営業法42条の退去強制権限を自力救済を容認するものとして、その合理性に強い疑問を投げ

判例研究

かけているが、このような権限は、鉄道営業法にのみ認められる特殊なものではなく、航空法の規定に関する、多数意見の指摘は別としても、船員法にも、同趣旨の規定があることに留意する必要があろう。

船員法第25条一船長は海員が凶器、爆発又は発火しやすい物、劇薬その他危険物を所持するときは、そのものにつき保管、放棄その他の処置をすることができる。同法第26条 一船長は船内にある者の生命若しくは身体又は船舶に危害を及ぼすような行為をしようとする海員に対し、その危害を避けるのに必要な処置をすることができる。

同法第27条一船長は必要であると認めるときは、旅客その他船内にある者に対しても、前二条に規定する処置をすることができる。

同法第28条一船長は、海員が雇入契約の終了の公認があった後船舶を去らないときは、その海員を強制して船舶から去らせることができる。

これらの船員法の規定は、前記の航空法における機長や航空運送事業者の危険に対する措置権限と同様、航海中の船舶内は外界から孤立した小社会を構成し、その安全と秩序維持のため、他からの援助を求め難く、さりとて、かような安全や秩序を侵害する行為を放置することもできないために、船長及び特定の海員が有する司法警察権限とは別に、船長に対し、秩序維持の権限の一つとして危害の予防・阻止の権限が認められているのであって、特に「強制」して立去らせることができる旨規定している第28条の場合はいうまでもなく、第25条乃至27条に定める権限も、事柄の性質上人身に対する強制力の行使を含むことは当然である。

航空機や船舶の場合は、たしかに、その安全や秩序維持のため、他の援助を求めることが困難乃至事実上不可能なことが多く、それだけに、機長や船長等責任者に強制力を伴う自力執行権を認めなければならない必要性が大であることは否定できないが、鉄道事業の場合においても業務の安全と確実を期するうえにおいて、程度の差はあっても同様の必要性が認められ、而もその公共性の点においては、航空機や船舶に比し、遙かに高いことからすれば、安全かつ確実な鉄道事業の運営を図るため、車内及び鉄道地内における法規

独協法學

違反者ないし秩序違反者を迅速に排除することが必要であり、そのために必要最少限度の強制力を行使しうる権限を鉄道係員に付与したからといって、不合理とは言い難く、憲法31条の法意に悖るものとも思われないので、判旨は是認できる。

(二) 鉄道公安職員の鉄道施設警備等の職務と公務執行妨害罪における公務（判旨4）

鉄道公安職員は国鉄の役職員であり、その職務としては、日本国有鉄道法に基づいて定められた国鉄の内部規程である「鉄道公安職員基本規程」(本件当時は昭24・11総裁達466号・現在は昭39・4 総裁達160号)による鉄道施設の警備等の任務のほか、「鉄道公安職員の職務に関する法律」(昭25・法律241号・以下職務法と略称)によって認められる犯罪捜査の職務とがある。鉄道公安職員は、その制度創設の当初は司法警察職員指定応急措置法(昭22・法律234号)にもとづいて特別司法警察職員に指名され、列車や停車場における現行犯について捜査権限を付与されていたが、新たに前記職務法が制定されたため、爾後は同法によって捜査権限を認められた、特別司法警察職員とは別個の犯罪捜査機関としての地位に有することになった。従って現在は、特別司法警察職員として指名された国鉄役職員(主として駅長・助役・車掌等が指名されている)と職務法により捜査権限を付与された鉄道公安職員とが、鉄道犯罪に関する捜査事務を分掌している訳である。

このように、鉄道公安職員は、国鉄の鉄道施設等の警備防護の職務権限と鉄道犯罪についての捜査権限とを併有する国鉄の役職員のして、日本国有鉄道法第34条1項により「法令により公務に従事する者」とみなされるから、鉄道公安職員の先の職務は、いづれも刑法上の「公務」に該ることは明らかであり、したがって、鉄道公安職員の前記職務の執行にあたり、これに対して暴行を加えたときは、公務執行妨害罪が成立することはいうまでもないところである(最決昭39・8・25第2小法廷裁判集刑事152号587頁)。なお、鉄道公安職員が前述の鉄道営業法第42条第1項の鉄道係員として退去強制権限を行使するのは「鉄道公安職員基本規程」に基づき国鉄の警備業務を担当す

判例研究

る国鉄の役職員としての地位においてあって、犯罪捜査機関としての地位に基づくものでないことはいうまでもない。

(三) 国鉄労組員の違法な争議行為と鉄道営業法37条、42条1項3号の適用の是非(判旨5・6)。

この点については、単独で反対意見を開陳されている色川裁判官は、多数意見が、国鉄職員をも「公衆」のなかに含め、職員たる国鉄労組員のピケットのための施設滞留に鉄道営業法37条を適用しようとするのは不当であるとし、同条の適用を受けるのは旅客及び外部の一般公衆に限るべきであると反論している。鉄道営業法42条、37条を鉄道職員の労働争議に適用しうるかどうかという問題については、国鉄労組の争議に関連して從来から論議のあるところであり、色川裁判官と同一の見解を採用した下級審判決もあるが(国労大阪地本日韓条約批准反対事件判決・大阪地裁昭47・4・11)裁判例の大勢は、たとえ鉄道職員であっても、業務に従事していない争議中の鉄道職員は、同法37条の「旅客及び公衆」と同視すべきであり、また業務の遂行と全く関係なく違法な争議の手段として鉄道地内に立ち入った場合は、同条にいう鉄道地内に「妄ニ立入ッタ」者に該当するとし、同法42条の適用を肯定していた。本判決の多数意見は、この点についての一般的な見解を示すことなく、本件の事案に即して、国鉄労組員らの本件信号所への立入り、同所に通ずる階段への坐り込みは鉄道営業法37条、42条1項3号にいう、公衆が鉄道地内に妄りに立入った場合にあたるという妨げないと判示しているにとどまるが、その理論的立場は、從来の裁判例の主流的見解を容認するものと解せられる。

もっとも、「妄ニ」立入ったことが要件とされるから、業務に従事していない争議中の鉄道職員が、鉄道地内に立入ったとしても、その立入りが労働法上正当な行為と評価されるようなものであれば(組合業務の連絡のためなど)「妄ニ立入ッタ」者とはいえないであろう。

本判決は、上述の如く、鉄道営業法42条1項の退去強制には、心要最少限度の強制力の行使を含むものと解した上、鉄道公安職員が退去強制のためにと

独協法学

った具体的措置が「必要最少限度のものであるかどうかは、労働組合員らの抵抗の状況等具体的な事情を考慮して決定すべきである」とし、それが、相手方との関係で相対的なものであることを認め、かかる観点から本件の具体的な事情をみると鉄道公安職員の本件実力行使は必要最少限度の範囲内にあったと認める余地があるとして、原判決を破棄し原審に差戻した訳で判旨は正当といえよう。 (昭和49年7月1日)